

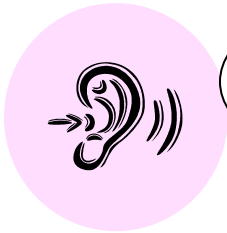
企業年金ニュース 第42号

平成19年3月

平成23年度をもって廃止される **適格年金制度** に加入中のみなさん！

制度廃止にむけて、対応に苦慮しているという声がいっていると聞こえてきます。

そこで企業年金ニュースでは今月から数回にわけて、『適格年金について』の特集をしますので、今後の対応の参考にしてください。



制度廃止までにはまだ少し時間がある。

どうかしなければいけないが、本業が忙しくなかなか手がつけられない。

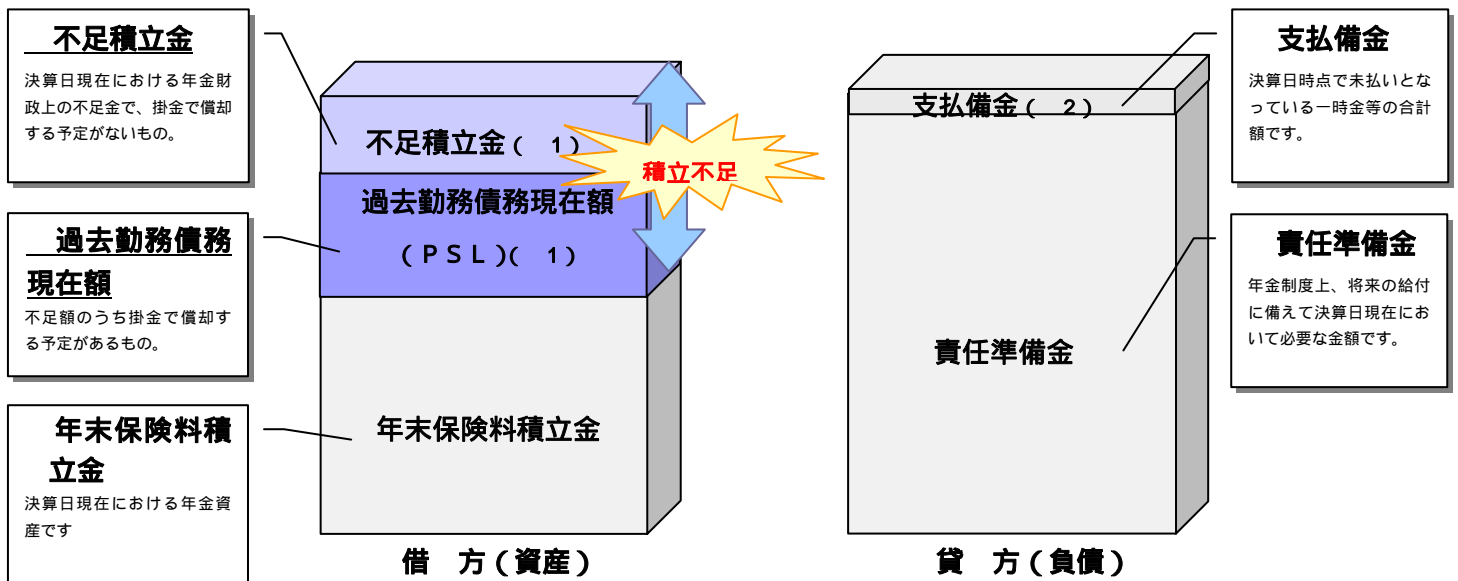
情報が少なくどうしてよいかわからない。

他社の様子をみながら今後の方向性を決めていきたい。



積立状況は大丈夫ですか???

【貸借対照表(バランスシート)の見方】(幹事が生命保険会社の場合)



1 積立不足がない場合、この項目がないこともあります(剰余が発生している場合、剰余金の項目がある場合もあります)。

2 一時金等の該当者がいない場合や、該当者がいても、年度内に支払いが完了している場合は項目がありません。

今月のことば 『 税制適格年金 』

厚生年金基金と並ぶ従来の代表的な企業年金制度の1つで、昭和37年に法人税法および所得税法により発足した。略して適年という。

企業が生命保険会社や信託銀行等、外部機関と契約し、年金原資を外部機関に積み立てるなどの法人税法で定める一定の条件を満たし、国税庁長官の承認を受けることで、事業主が負担する掛金は全額損金として扱われるなどの税制上の優遇措置を受けられる。退職金の原資を社外積立によって平準化できることや、少人数(15人以上)で設立できるメリットがあった。

ただし、確定給付企業年金法の成立により、平成14年4月からの新規発足はできなくなり、既存の制度も平成24年3月までに新制度等に移行するかもしくは廃止しなければならない。

深刻な積立不足

年金制度は、**予定利率()**の水準で資産運用がなされることを前提に、掛金が設定されています。

適格年金制度の多くは、**予定利率 5.5%**で設計されていますので、運用の実績が 5.5%に満たない場合は**不足金()**が発生し、掛金を引き上げる要因となります。

金利水準が低い現状では(**運用利回り()**は平均的に 3%程度ですので)恒常的に不足金が発生しやすい構造となっており、適年制度の多くは深刻な積立不足が生じている可能性があります。

【用語解説】

予定利率

掛金を定めるときの基礎率のひとつ。
まず将来必要な給付額を計算し、それを賄うためにはどのくらいの掛金をどれくらいの利回りで運用したらよいかを算出します。そのときに設定した利回りを予定利率といいます。

予定利率を低く設定すると掛金は上昇し、予定利率を高く設定すると、実際の利回りが低ければその差が不足金となります。

不足金

将来の給付のために、決算時点で積み立てておかなければならぬ金額(年金の債務)と、実際の年金資産額との差で、年金資産額の方が低い場合に発生するものが「不足金」。(逆に、年金資産額のほうが高い場合は「剰余金」が発生。)

運用利回り

運用利回りとは、資産が、その年にどれくらいの利回りで運用されたかを見るための指標です。運用利回りは、当期の運用収益・運用費用の比重を示すものです。

金利水準が低い現状では、別の問題もでてきています。それは、保険会社等に支払う手数料の問題です。毎年、保険会社等から事業所に財政計算書(決算報告書)が送られてきますので、その貸借対照表を見ていただきたいと思います。

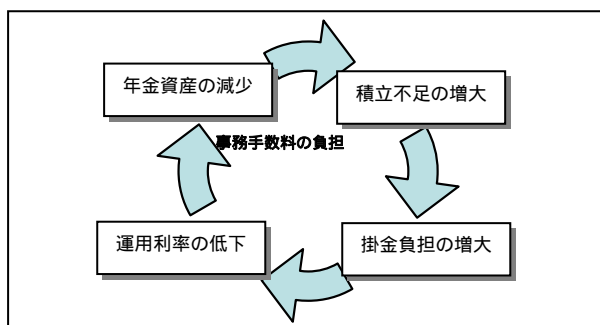
【一般勘定のケース】

運用益が 1%前後で手数料が 1%程度。ということは、適格退職年金制度を導入して積立をしても運用益がつかないばかりか、積立金にマイナスが生じることもあります。

【特別勘定のケース】

運用益がマイナスの場合にも手数料が差し引かれます。

金利水準が低い現状では、積立不足もまねき、掛金の増大、さらには事務手数料を考えれば、“逆ざや”さえもおこる「適格年金制度の積立不足スパイラル」が起きている可能性もあります。
手数料は各機関や、採用している運用商品により異なります。



アイ企業年金制度は予定利率 2.0%で設計されていますので、現状の運用環境においても予定利率に見合う運用実績を確保することが十分可能であり、不足金が発生しにくい安定した年金制度となっています。

めっきり春らしくなりました。庭の枝垂れ梅も先月号の原稿を作成していたときは、つぼみだったのに、今はもうちりだしています。このニュースが皆様のもとに届くころには今度は桜のつぼみが大きくなり始める頃でしょうか？

3/11 は愛鉄連健康保険組合のいちご狩りが開催されます。各地方からバスがでて毎年大盛況です。はままつフラワーパークではその時期、梅から早咲きの桜へと、いろいろな花々が咲き誇っています。そのような中、芝生の上でお弁当を広げてたべるのも、また癒されるものです。花が団子かは悩むところですが、あま~い「いちご」をいくつか食べられるか、結果は次月号に続く。(里)



アイ企業年金基金

〒453-0804 名古屋市中村区黄金通 1-18
愛鉄連厚生年金基金会館 7 階
TEL・FAX: 052-481-5608
E-mail: aikikin@mediacat.ne.jp
窓口開設時間: 平日(祝日を除く)9時~17時

企業年金ニュースのバックナンバーは愛鉄連厚生年金基金のホームページに掲載されています。

【愛鉄連厚生年金基金のホームページアドレス <http://www.aitetsurenkikin.or.jp>】